

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○昭和三十八年東京都告示第七十九号（災害対策基本法の規定に基づく指定地方公共機関の指定）の一部改正……………（総務局総合防災部防災管理課）…一

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一

○建築基準法による意見の聴取（二件）……………（都市整備局市街地建築部調整課・多摩建築指導事務所建築指導第一課）…一

○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…五

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…五

### 告示

●東京都告示第千三百七十一号

昭和三十八年東京都告示第七十九号（災害対策基本法の規定に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。  
平成二十五年九月二十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

「社団法人東京都トラック協会」を「一般社団法人東京都トラック協会」に、「社団法人東京都医師会」を「公益社団法人東京都医師会」に、「社団法人東京都薬剤師会」を「公益社団法人東京都薬剤師会」に、「株式会社東京放送」を「株式会社TBSテレビ」に、「社団法人東京乗用旅客自動車協会」を「一般社団法人東京ハイヤー・タクシ協会」に改める。

●東京都告示第千三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十一年建設省告示第千二百六十二号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
平成二十五年九月二十五日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業立川市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十一年八月十一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
変更なし

### 使用の部分

昭和三十一年建設省告示第千二百六十二号、昭和三十六年建設省告示第千八百十六号、昭和三十六年建設省告示第千三百三十八号、昭和三十七年建設省告示第千三百三十三号、昭和四十一年建設省告示第千八百十八号、昭和四十二年建設省告示第千二百四号、昭和四十六年東京都告示第百三十七号、昭和五十年東京都告示第百九号、昭和五十二年東京都告示第七百七十八号、昭和五十四年東京都告示第千八百五号、昭和五十五年東京都告示第七百二十八号、昭和五十七年東京都告示第百六十九号、昭和六十年東京都告示第百四十六号、昭和六十一年東京都告示第千二百一十一号、平成四年東京都告示第百五十六号、平成四年東京都告示第百九十三号及び平成二十三年東京都告示第百七十五号の事業地のうち、立川市泉町及び上砂町一丁目の各区域内において事業地を変更する。

●東京都告示第千三百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十八条第九項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

●東京都告示第千三百七十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十五日

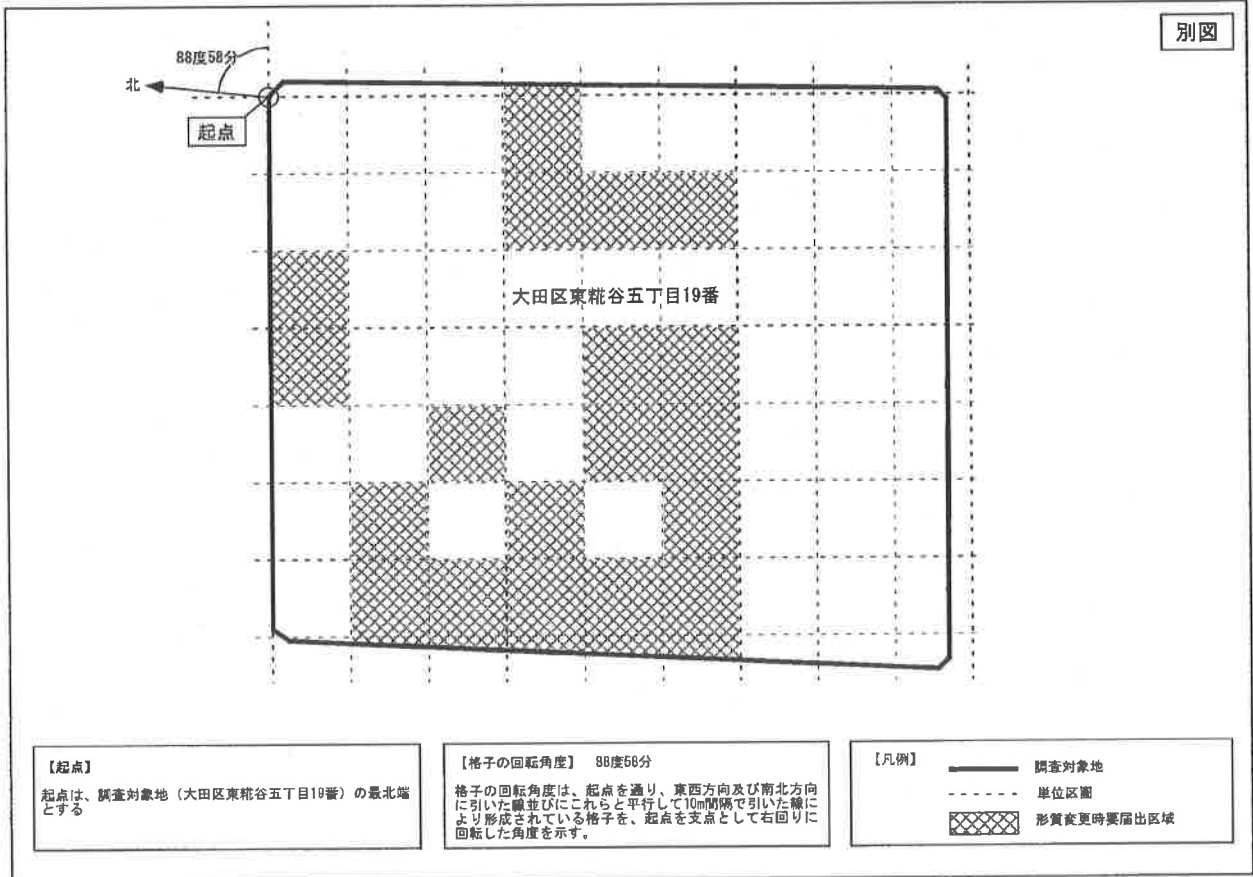
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区東糀谷  
五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準  
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合  
物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチ  
レン並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図





発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（六件）……………（同）…二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………（福祉保健局障害者施策推進部計画課）…ハ

○家畜人工授精師の登録……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…ニ

○都道の区域変更（四件）……………（建設局道路管理部路政課）…ロ

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………（同）…一七

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………（同）…一七

公告

○警備業法による行政処分についての公開の聴聞……………（同）…一七

○特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…一七

○仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………（同）…一八

告示

○土地区画整理事業の換地処分……………（同）…一八  
 ……（都市整備局市街地整備部民間開発課）…一八  
 ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（同）…一九  
 ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…一九  
 ○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…一九

東京都告示第六百二十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第四百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

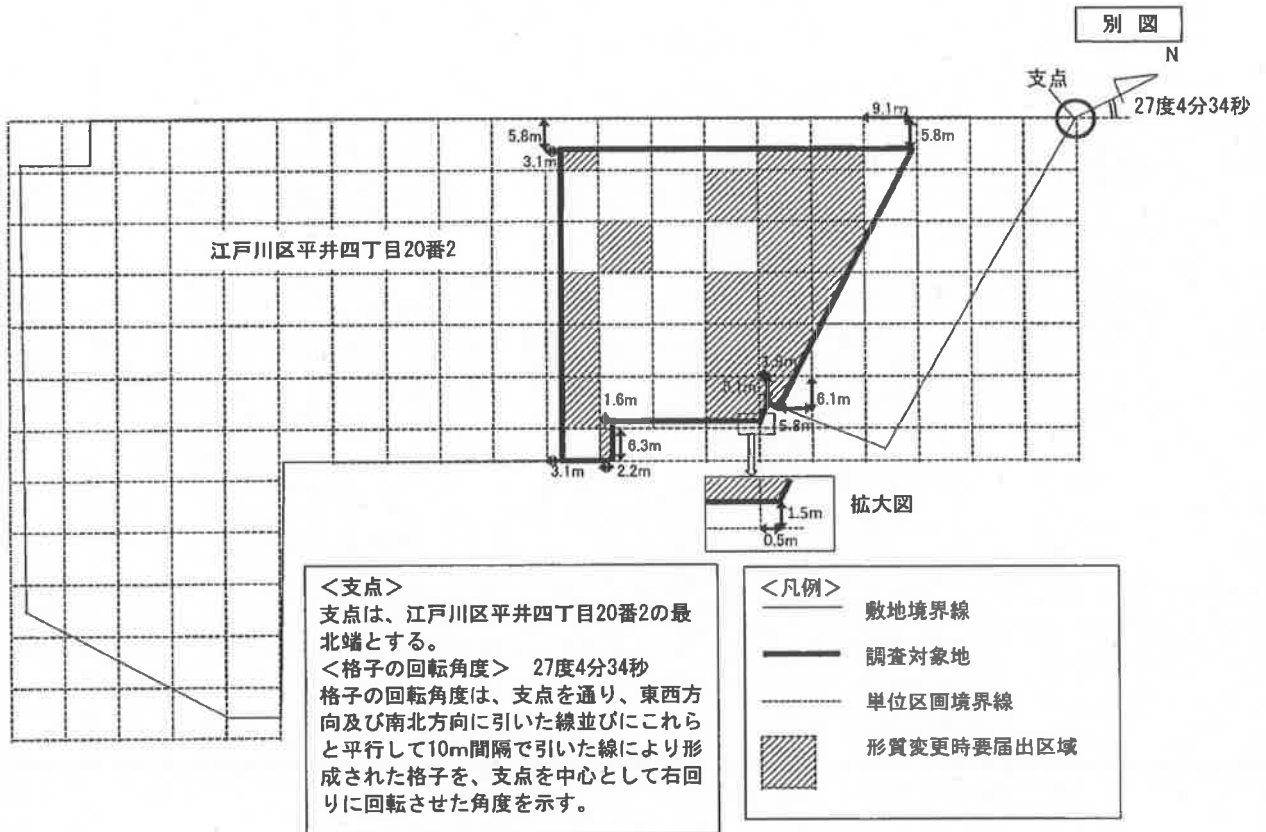
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江戸川区北小岩一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第六百二十八号

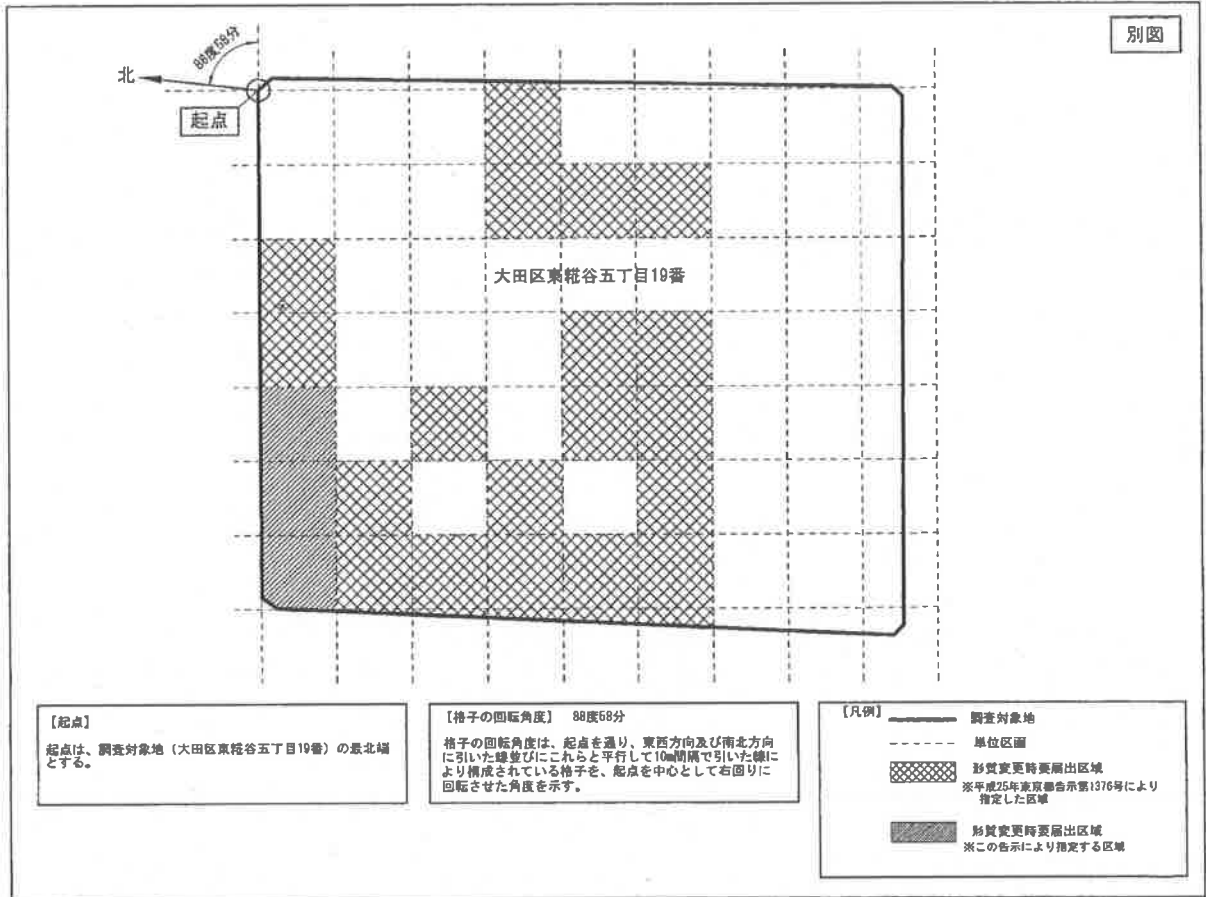
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区東糀谷五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物  
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第六百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区船堀三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物